寄居町中心市街地賑わい創出事業補助金交付要綱 (趣旨)

- 第1条 この告示は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第2項第1号の規定に基づき、寄居町中心市街地活性化基本計画(平成30年3月23日認定)に設定する区域の賑わい創出のため実施する取組等に要する費用に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、寄居町補助金等の交付手続等に関する 規則(平成30年寄居町規則第13号。以下「規則」という。)に定める もののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。) は、賑わい創出を目的としてイベント等を実施する事業とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。
 - (1) 特定の個人又は事業者のみに利益が見込まれる事業
 - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
 - (3) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める事業 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、 補助対象事業を実施する3名以上で構成される団体とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体は、補助対象者 としない。
 - (1) 商店会等
 - (2) 同一年度内において、同一事業で既にこの告示による補助金の交付決定を受けている団体

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。
 - (1) 用地の取得に関する費用
 - (2) 旅費
 - (3) 景品代(現金又は商品券を景品とする場合に限る。)
 - (4) 食糧費
 - (5) 接待費
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助対象事業の直接的費用と認めがたい 経費
- 3 補助金の額は、補助対象事業に要する経費から当該補助対象事業に伴う

収入額を差し引いた額のうち、町長が定める額とし、20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業の着手前に、規則第4条第1項の規定により、寄居町中心市街地賑わい創出事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、規則第7条の規定による寄居町中心市街地賑わい創出事業補助金交付決定・却下通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

(変更の申請)

- 第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者(以下「補助決定者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、寄居町中心市街地賑わい創出事業変更申請書(様式第3号)を町長に提出するものとする。
 - (1) 補助対象経費の増減により、補助金の交付決定金額に変更が生じるとき。
 - (2) 補助金の交付決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)の内容を変更するとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定を受けた内容に著しい変更があるとき。
- 2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。 (中止の届出)
- 第8条 補助決定者は、交付決定事業を中止しようとするときは、あらかじめ寄居町中心市街地賑わい創出事業中止届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、交付決定事業が完了したとき(事業を中止し、又は 廃止したときを含む。)は、完了した日から起算して30日を経過する日 又は補助金の交付決定のあった年度の3月25日のいずれか早い日までに、 規則第13条の規定により、寄居町中心市街地賑わい創出事業実績報告書 (様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、補助決定者から前条の規定による報告を受けたときは、 その内容を審査し、その報告に係る事業の効果が補助金の交付の決定の内 容と適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、規則第14条の規定 による寄居町中心市街地賑わい創出事業補助金確定通知書(様式第6号) により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

- 第11条 町長は、前条の規定により確定した補助金の額を、交付決定事業が完了した後に交付するものとする。ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、交付決定事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。
- 2 補助決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、 寄居町中心市街地賑わい創出事業補助金交付請求書(様式第7号)により、 速やかに町長に対し請求するものとする。

(重複補助の禁止)

第12条 町長は、補助対象経費について、町が実施する他の制度による補助金等の交付を受けるときは、この告示に基づく補助金の交付は行わない ものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

- 第13条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたと きは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (3) 既に交付した補助金の額が、交付確定額を超えるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により既に交付した補助金を返還させるときは、規 則第17条の規定による寄居町中心市街地賑わい創出事業補助金返還通知 書(様式第8号)により返還額等を定めて返還させることができるものと する。

(書類の整備等)

- 第14条 補助決定者は、交付決定事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、保管しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類の保管期間は、交付決定事業の完了の日の属す る会計年度の翌会計年度から5年間とする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。